

事 務 連 絡  
平成 2 8 年 7 月 1 1 日

各 サービス事業所 管理者 殿

宮崎市介護保険課長

適切な喀痰吸引等の実施について（通知）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の喀痰吸引をいう。）及び経管栄養（胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養をいう。）は医行為に該当するため、医師、看護職員が行うこととされておりましたが、平成 2 4 年 4 月 1 日から、介護職員等においても、一定の研修を修了した上で県の認定を受けた者に限り、実施することができることとされております。

つきましては、喀痰吸引等制度について改めて御理解いただくとともに、その実施に当たっては、法令遵守を徹底されますようお願いいたします。

また、職員に対しては、日頃の指導や研修等により、法令遵守の意識啓発を図っていただきますよう重ねてお願いいたします。

各事業所におかれましては、これらの資格を有する者により喀痰吸引等を実施されていることと存じますが、県より注意喚起がありましたので、参考にご覧ください。

○ 喀痰吸引等制度について（厚生労働省ホームページ）

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seika\\_tsuuhogo/tannokyuuin/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seika_tsuuhogo/tannokyuuin/)

【文書取扱】

宮崎市 介護保険課 計画指導係

電 話：2 1 - 1 7 7 7

F A X：3 1 - 6 3 3 7